

資料 1

平成 30 年 2 月 19 日
戦 略 企 画 部
総 务 部

平成 30 年度
三重県経営方針
(最終案)

平成 30 年 2 月
三 重 県

目 次

はじめに	～平成30年度の三重県経営にあたって～	1
1	注力する取組	2
(1)	三重で学び働く～人材育成・確保と働き方改革～	2
(2)	三重で育む～全ての子どもが希望とチャンスをつかむ社会的支援～	5
(3)	三重を強く豊かに～防災・減災対策とインフラ整備～	7
(4)	三重で生きる～安心を提供する医療・介護・福祉の充実～	9
(5)	三重で躍動する～人が輝くスポーツの推進～	11
(6)	三重が選ばれる～地域力・営業力のさらなる強化～	13
2	政策展開の基本方向に沿った取組	16
(1)	守る	16
(2)	創る	19
(3)	拓く	22
3	行政運営	24
4	職員の業務遂行にあたっての行動指針～五つの心得～	28

三重県経営方針について

- 「三重県経営方針」は、三重県政を推進するにあたっての基本となる毎年度の方針であり、「みえ県民力ビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」において起点となるPlan（計画）に位置するものです。
- 「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」においては、人口減少への対応に重点的に取り組むこととし、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」で位置付けた取組の中から、毎年度特に重点化する内容を選定して取り組んでいくこととしています。人口減少以外の課題についても、社会経済情勢の変化や各種取組の進捗等の状況を的確にとらえ、重点化を図っていくこととしています。
- こうした考え方のもと、毎年度の「三重県経営方針」において当該年度の「重点取組」を記述し、機会を逃がさず最大限の成果を得ることをめざします。

※「重点取組」については、「1 注力する取組」の中で、その他の重要課題と一体的に記述しています。

はじめに ~平成 30 年度の三重県経営にあたって~

平成 30 年度は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の後半に入ります。また、「平成」という元号が 1 年間続く最後の年度となります。「平成」から次の新しい時代に橋渡しをする節目の年度であり、県民の皆さんのが将来に夢や希望をもてるよう、未来志向で取り組んでいくことが重要です。これまでの成果や課題を踏まえ、県の取組が未来につながるよう、長期の展望ももちろん、「幸福実感日本一の三重」の実現に向け全力で取り組んでいきます。

県民の皆さんに日本一幸福だと実感していただくために、皆さんの明日への不安を取り除き、暮らしや経済が良くなっていくと実感できるように、また、将来世代も含め皆さんのが夢や希望の実現に向けて前に進んでいけるように三重づくりを進めることが、今を生きる私達の使命です。財政が深刻な状況にあっても、安全・安心の確保に向けた取組を着実に進めるとともに、三重県の未来を切り拓くための攻めの取組に挑戦していかなければなりません。

一昨年の熊本地震や県内に甚大な被害をもたらした昨年の台風第 21 号・第 22 号など、命や暮らしを脅かす大規模自然災害が頻発しており、県内の台風被害の早期の復旧とともに、これまでの災害の教訓等を踏まえた一層の備えが求められています。また、人口減少について、三重県では人口の流出に歯止めがかかっておらず、若者を中心に転出超過が続いている。有効求人倍率が高水準で推移するなど、生産年齢人口の減少等とあいまって深刻な人手不足が続いており、県内の産業や医療・介護等の現場で大きな問題となっています。子どもたちを取り巻く環境も依然として厳しいものがあり、貧困やいじめ、児童虐待などの問題が地域社会に影を落としています。

一方、今後に目を向けると、三重県がさらなる発展を遂げるための大きなチャンスが訪れようとしています。

三重県では本年、平成最後の全国高等学校総合体育大会(インターハイ)が開催され、3 年後(2021 年)には、第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第 21 回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」が開催されます。大規模スポーツイベントに「オール三重」で取り組むことで、県民の皆さん同士が、あるいは県民の皆さんと県外の人たちがつながり、スポーツの振興とともに、交流の拡大が期待されます。

また、本年 1 月の四日市港への「コスタ ネオロマンチカ」の寄港に始まり、今後も県内への外国客船の入港が続くほか、10 月には国際的なゴルフツーリズムコンベンションの開催も予定されており、三重県がさまざまな形で海外とつながります。第 63 回神宮式年遷宮(2033 年)に向けて、三重県の観光が新たなステージに入ります。

さらに、新名神高速道路や東海環状自動車道等の道路網の整備が進み、リニア中央新幹線東京・名古屋間が開業(2027 年)するなど、三重県と大都市を結ぶ高速交通ネットワークがつながることで、産業振興等に向けた可能性が広がります。

こうしたことを踏まえ、平成 30 年度は、持続可能な行財政運営に向けて「三重県財政の健全化に向けた集中取組」を着実に進める中で、次にお示しする 6 つの柱に沿った取組に注力し、県政を進めていきます。

1 注力する取組

(1) 三重で学び働く～人材育成・確保と働き方改革～

若者や子育て世代の転出超過が続く中、中小企業を中心に入手不足が深刻化しており、これまで以上に地域社会や産業を支える人材の育成・確保に、しっかりと取り組む必要があります。

国においては、人生100年時代を見据え「人づくり革命」の議論が進められており、こうした動きも視野に入れながら、働き方改革や産業人材の育成などにしっかりと取り組むことで、誰もが能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境整備を進めていきます。

また、子どもや若者一人ひとりの輝く未来の実現に向け「三重県教育施策大綱」に基づく取組を加速させることで、地域社会の担い手の育成・確保につなげます。

(働き方改革)

- ・ 三重県における働き方改革の「第2ステージ」として、県内で進む企業の自走的な取組を拡大させるため、労働力不足が深刻な業種等を対象に、積極的な支援やセミナーの開催に取り組みます。また、働き方改革の成果を人材確保につなげるため、企業の取組を県外で情報発信し、U・Iターン就職を促進します。さらに、宿泊施設が実践する働き方改革や生産性向上のモデル事例を創出するとともに、モデル事例を県内の宿泊施設に広げるための取組を推進します。
- ・ 若者の働く場として第一次産業の魅力を高めていくため、農業において、ICTの活用等によるスマート化により、労働環境改善や技術習得の円滑化、生産性の向上などを促進します。水産業においては、専門家等の支援による漁業経営体の協業化・法人化などを進めます。
- ・ 教育現場における働き方改革に取り組むため、中学校・高等学校において、外部の人材を単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員として新たに配置し、指導に係る教員の負担軽減につなげます。

(産業人材の育成・確保等)

- ・ 三重県の中小企業・小規模企業の円滑な事業承継に向け、「三重県事業承継支援方針」に基づき、経営者が事業承継に向けた早期準備の必要性を認識する「プレ承継」、事業承継計画の作成等の環境整備を行う「事業承継」、事業承継を契機として後継者が経営革新を進める「ポスト承継」の各段階に応じたきめ細かな支援を、「三重県事業承継ネットワーク」を核に、各支援機関と連携しながら総合的・集中的に取り組みます。
- ・ 農業をビジネスとして展開できる雇用力のある経営者等を育成するため、三重県農業大学校に「みえ農業版MBA養成塾」を開設し、農業法人等での雇用型インターンシップなど、産学官連携による魅力ある人材育成プログラムを実

施します。

- ・ 次代の林業を担う新たな人材を育成するため、「みえ森林・林業アカデミー」の平成31年4月の本格開講に向け、平成30年10月にプレ開講を行い、公開講座等を実施します。
- ・ 航空宇宙産業の人材を育成するため、技術等の習得支援や高校生の製造現場見学会等を行います。
- ・ 食関連産業を担う人材を育成するため、産学官によるコンソーシアムを設置し、継続的に人材育成が行なわれるための仕組の構築に取り組みます。
- ・ 南部地域へのU・Iターン就職を促進するため、複数市町が連携して行う、小規模事業者等のインターンシップを推進する取組に対し支援します。
- ・ 学生等がチームでさまざまなプロジェクトに取り組むことで、社会人としての能力向上や県内企業の魅力発見などにつなげるため、企業と学生が参加するプロジェクト別インターンシップを実施します。

(多様な人々の活躍推進)

- ・ ダイバーシティ社会の実現に向け「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、ダイバーシティを考える場としてのワークショップの実施や気運醸成のための情報発信などに取り組みます。
- ・ 障がい者の農林水産業分野での社会参画の拡大を図るため、農業分野では、「農福連携全国都道府県ネットワーク」との連携強化や全国の優良・先進事例の調査を踏まえた農福連携の効果の検証・発信、林業分野では、福祉事業所と木材加工業者、苗木生産事業者等とのマッチング、水産業分野では、障がい者が海上における作業を安全かつ効率的に実施できるようなプログラムの開発等に取り組みます。
- ・ 働く場における女性の活躍を推進するため、女性の挑戦を称え応援するアワード事業を展開し、さまざま分野で活躍する女性人材の掘り起しとロールモデルの創出を行うほか、Web媒体の活用等による効果的な情報発信を行います。

(学力の向上)

- ・ 子どもたちの学力の向上をめざし、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果等を踏まえ、課題に対応したチェックシート等の活用や実践推進校への学力アドバイザーの派遣による授業改善などに取り組みます。
- ・ 新学習指導要領に対応し英語教育を効果的に行えるよう、先行実施が始まる小学校英語の指導・評価の方法及び中学校と連携した学びについて、モデル校を指定して実践研究を行います。
- ・ 子どもたちの算数への理解が深まるよう、小学校1年生から6年生までの系統的な指導のポイント等を示した「育成カリキュラム」を作成します。数学的思考力を育成するため、Web教材の研究・開発を民間企業と連携して進めるとともに、モデル校を指定し実践研究を進めます。

(道徳教育、家庭・幼児教育)

- ・ 子どもたちが多様性を尊重し、自己肯定感を高めていけるよう、小中学校において、道徳教育アドバイザーの指導等を受けながら、考え、議論する道徳の授業に取り組み、その成果を水平展開します。
- ・ 幼児期において、生涯を通じて生きていく上で基礎となる力を育むとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、実践研究幼稚園を指定し、学識経験者と連携しながら効果的な指導法等について研究するとともに、その成果を水平展開します。
- ・ 家庭教育の充実に向け、家庭教育に関する理解や家庭で取り組むコンテンツ等の普及啓発を行うとともに、モデル的に取り組む市町への支援を行います。

(グローカル人材の育成と高等教育機関の振興等)

- ・ 農業に関する実践力を身に付け、経営者や地域の農業分野のリーダーとなり得る人材を育成するため、全ての県立農業高校で福島県の高校生とも交流し切磋琢磨しながら、国際水準のGAP（農業生産工程管理）に関する教育を推進します。
- ・ 工業高校専攻科や家庭科の生徒が国際的な感覚を身に付け、広い視野を持つことができるよう、海外の工場や調理現場で実習を行う海外インターンシップを実施します。
- ・ 高校生が自らの考えを伝え、多様な人々と協働する力を育むため、県内外の高校生が参加し持続可能な社会づくりに向けて議論する「みえ未来人育成塾」や海外研修等を実施するとともに、留学を促進します。
- ・ 県内高等教育機関の魅力向上等により学生の県内定着を図るため、「高等教育コンソーシアムみえ」を通じて、県内高等教育機関相互の連携による取組を支援します。また、しごとの創出、人材の育成等の地方創生の取組を一層推し進めるため、ものづくり産業などにおける協議会・ネットワーク等とも連携しながら、新たな产学研官連携の体制づくりを行います。

(2) 三重で育む～全ての子どもが希望とチャンスをつかむ社会的支援～

家庭の経済状況により貧困の中で将来に希望を持てない子どもや、虐待やいじめにより苦しんでいる子どもなど、社会の支援を必要としている子どもたちがまだまだたくさんいます。

全ての子どもたちが生まれ育った家庭環境にかかわらず愛情や優しさを感じながら健やかに育つことができるよう、取組の着実な推進に向けて安定的な財源確保に努めつつ、さまざまな主体との連携を一層強化し、子どもの貧困対策や社会的養護の推進、児童虐待・いじめの防止等に向けた取組を充実させます。

(子ども基金の創設)

- 子ども・子育て施策においては、医療・介護の社会保険制度のように社会全体で支える持続可能性の高い制度がない中で、少子化対策をはじめ、子どもの貧困対策、児童虐待の防止、待機児童の解消、社会的養護の推進など、取り組むべき課題が山積しています。三重県に暮らす子どもたちが、未来に向かって不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるために挑戦できるよう、持続的な支援を行うため、法人県民税の超過課税を原資とする「子ども基金」を創設し、企業も含めた社会全体で子どもたちを応援していきます。

(支援の必要な子どもたちへの対応)

- 生活困窮家庭の子どもたちの将来の自立を促進し、貧困の連鎖の防止を図るため、生活困窮家庭の中学生に加え、新たに高校を中退した人を含む高校生世代を対象として、学習支援、進路・生活相談などを行います。
- 家庭の経済状況にかかわらず、子どもが安心して医療を受けることができるよう、「一人親家庭等医療費助成制度」の対象となる0～6歳の子どもと、児童扶養手当の所得制限基準を満たし、かつ「障がい者医療費助成制度」又は「子ども医療費助成制度」の対象となる0～6歳の子どもの医療費について、医療機関での窓口無料（現物給付）化に対応するため、市町に対する補助制度を拡充します。
- 里親制度の周知や里親登録者の増加等を図るため、多くの里親が必要となる北勢地域を中心に、集中的に里親の普及啓発及び里親リクルートを行います。また、里親の養育力の向上をめざして開発されたプログラムのファシリテーターを養成し、里親に対しそのプログラム研修を実施します。
- 児童養護施設に入所する児童の自立支援に向け、施設職員の人材育成に取り組むとともに、入所児童が退所後の進学や就職について、その選択に必要な情報や助言を得て考える機会を提供するため、ロールモデルとなる施設出身の大学生等をアドバイザーとして派遣します。

- ・ 重篤な児童虐待事案への対応のため、カナダ トロント市の警察や司法機関等の専門家による支援機関（ブースト）を参考に、新たな児童相談ネットワークの構築を図り、多機関の連携を推進するとともに、児童相談所職員等への研修により、子どもの権利擁護に主眼を置いたアドボケイト（代弁者・擁護者）を養成します。
- ・ 平成 28 年度の児童虐待相談件数は、北勢児童相談所が 753 件となっており、県全体の約 6 割を占めています。中でも、鈴鹿・亀山地域は 280 件で、中勢児童相談所の相談件数に迫る状況となっています。このため、平成 31 年 4 月を目途に鈴鹿・亀山地域を担当する児童相談所を新たに設置することとし、平成 30 年度はその開設準備に取り組んでいきます。
- ・ 子どもたちが健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくるため、子どもたちの意見を反映した「三重県いじめ防止条例」を平成 30 年度から施行し、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組みます。子どもたちが主体的に行動できる力を育成するため、いじめの防止について話し合う意見交流会や弁護士と連携したいじめ防止授業を実施するとともに、幅広く子どもたちの相談に対応するため、SNS 相談窓口を新たに開設します。
- ・ いじめや不登校等の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを増員し、学校の要請に応じ派遣するなど、多様な背景の課題解決に取り組みます。

(子育て支援)

- ・ 保育士不足を解消するため、新たに県内で保育士資格を持ち、現在保育所等で就労していない潜在保育士を対象に就労意向等調査を実施するとともに、福祉人材センターへの登録などにより、保育所等への就労支援を推進します。また、保育士修学資金等の貸付や保育士加配等を支援することにより、待機児童の解消や保育基盤の整備を図ります。
- ・ 多様化・高度化する保育ニーズ等に対応するため、新規採用保育士や子育て支援員等に対する研修を実施するとともに、新たに保育士に対するキャリアアップ研修を行い、保育士の技能・経験に応じた処遇改善につなげます。
- ・ 発達支援が必要な子どもへの途切れのない支援体制の構築に向けて、「CISM と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進します。
- ・ 乳幼児から学齢期の子を持つ親同士の交流の機会の提供や、父親等を対象に子育てを考える場づくりを市町や企業と連携して開催するほか、自然体験活動施設の運営に携わる方等を対象に、主体的に野外体験保育や自然体験活動の指導、実践ができる人材を育成します。
- ・ 男性の育児参画への関心を高める普及啓発を引き続き進めるとともに、新たに中小企業診断士等の企業と接点が多い職種の方を「イクボス伝道師」として養成するなど、企業等におけるイクボス推進取組の一層の拡大を図ります。

(3) 三重を強く豊かに～防災・減災対策とインフラ整備～

平成 29 年 10 月の台風第 21 号・第 22 号により発生した被害の復旧に引き続き全力で取り組むとともに、一昨年の熊本地震等、国内外で頻発する大規模自然災害の被害を最小限に抑えるため、これまでの教訓を踏まえハード・ソフトの対策を強化していきます。また、大規模イベントの開催等を見据え、テロの未然防止に取り組みます。

今後、県内において大規模なスポーツ大会が開催され、式年遷宮に向けた諸行事も始まります。これらのチャンスをしっかりとつかんで地域の活性化につなげるため、交流の拡大等に資するインフラ整備を推進していきます。高規格幹線道路等の整備などは、産業競争力の強化や生産性の向上、さらには県民の安心感などにつながることから、厳しい財政状況にあっても、真に必要なインフラ事業については優先順位を高くし、整備を進めていきます。

(台風被害からの早期復旧)

- 台風第 21 号・第 22 号により被災された皆さん、一日も早く普段の生活を取り戻せるよう、公共土木施設や治山施設等の災害及び激甚災害の指定を受けた農地、農業用施設、林道の災害について、国や市町、関係機関と連携し、引き続きスピード感を持って復旧に取り組みます。

(防災・減災に係る新たな計画等の推進)

- 平成 30 年度からスタートする「三重県防災・減災対策行動計画」において、重点的に取り組む課題である「共助」の取組の活性化を図るため、みえ防災・減災センターやセンターに職員を派遣した市町、県が連携し、効果的な解決手法の検討や実践・検証を行い、課題解決に向けた手引書を作成して市町への水平展開を図ります。
- 「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」の県南部地域への早期導入を進めるとともに、伊勢湾岸地域への導入検討を進めます。また、「三重県版タイムライン」の運用を開始するとともに、市町のタイムライン策定を支援します。
- 「三重県広域受援計画」に基づき、県と市町が一体となった災害時受援体制を築くため、計画の実効性向上や市町の受援体制の整備促進をめざした実験的な取組を行うとともに、市町の受援体制整備に向けた支援を行います。
- 防災情報プラットフォームについて、県民の皆さんへのより幅広く、わかりやすい情報の提供や「三重県広域受援計画」に基づく災害時受援体制の迅速な把握等をめざして、機能の充実・追加を行います。
- 台風第 21 号では、中小河川において氾濫などの甚大な被害が発生したことを見据え、過去 10 年間に浸水被害が生じた箇所などに新たに危機管理型水位計を設置します。また、農地等の浸水被害を未然に防止するため、排水機場の

点検を強化するとともに、老朽化した排水機の更新、農業用ため池の改修に取り組みます。

- ・九州北部豪雨では、急流河川などで大量の土砂や流木が発生し被害が拡大したことを踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤や治山ダム等の整備を進めます。
- ・市町からの要望が多い河川の堆積土砂撤去や雑木の伐採に、引き続き優先度を検討しながら取り組みます。

(テロ・犯罪対策)

- ・テロを許さない社会・地域づくりをめざすため、「テロ対策パートナーシップ」を中心とした官民一体の取組を推進するとともに、パートナーシップに参画する機関への研修などを行います。
- ・サイバー空間の脅威から県民を守り、安全かつ活力あるサイバー空間を実現するため、産学官連携の枠組みとして発足した「三重サイバーセキュリティ・アイザック（MieCS-ISAC）＊」の機能強化を図るとともに、新たに仮想サイバー演習空間を整備します。

(インフラ整備等)

- ・企業の生産性向上に寄与し、国内外からの集客・交流を支える北勢地域の道路ネットワークの充実を図るため、新名神高速道路の県内区間全線、東海環状自動車道の東員IC～大安IC（仮称）間、国道23号中勢バイパスの鈴鹿市から津市までの2.9kmの平成30年度開通に向け、整備を促進します。また、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路、新宮紀宝道路、国道1号北勢バイパス等、引き続き高規格幹線道路等の着実な整備を促進します。
- ・農林水産業の競争力を強化するため、農地の大区画化や用水路のパイプライン化、木材の搬出に必要な林道の開設、拠点漁港における防波堤の延伸など、生産基盤の整備に取り組みます。
- ・老朽化した信号制御機や摩耗した横断歩道等の道路標示について、緊急性や優先度を勘案しながら、計画的な更新・塗り替えを推進します。
- ・リニア開業の波及効果を県内において最大化するため、2027年のリニア中央新幹線の東京・名古屋間の先行開業を見据え、東海三県一市による情報共有や連携活動に向けた検討を行うほか、時間短縮に伴う波及効果等の調査を行います。また、名古屋・大阪間の早期開業に向け、沿線の府県市、経済団体等と連携したJR東海への提案活動や国への働きかけ、広報・啓発活動を行います。

＊ 三重サイバーセキュリティ・アイザック（MieCS-ISAC）

Mie CyberSecurity-Information Sharing and Analysis Community の略称。

サイバー空間の脅威に的確に対応するため、産学官（16機関が参画）が連携し、サイバーセキュリティに関する情報共有、情報発信、啓発活動等を行う枠組み。

(4) 三重で生きる～安心を提供する医療・介護・福祉の充実～

医療・介護・福祉について、現場における人材不足や社会保障経費の増大といった課題も踏まえ、国や市町等と連携し、県民の皆さんのニーズに適切に対応していく必要があります。

国民健康保険の安定的な財政運営等を確保するため、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町とともに国保の運営を担うこととなりました。また、「三重県地域医療構想」を実現するためには、効率的かつ質の高い医療提供体制とともに、地域包括ケアシステムの構築が不可欠であり、県内各地域における早期の構築に向け、取組の一層の推進が求められています。

誰もが住み慣れた地域で、質の高い医療・介護・福祉サービスを受けることができるよう、「三重県医療計画」や「三重県がん対策戦略プラン」、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等に基づき、取組を着実に推進していきます。

(医療・介護・福祉の連携と基盤整備)

- ・ 平成30年度から6年間の医療行政推進の基本方針となる「第7次三重県医療計画」の推進にあたっては、「三重県地域医療構想」の実現に向けて一体的に取り組みます。
- ・ 医師の不足・偏在の解消を図るため、引き続き医師修学資金貸与制度の運用を図るとともに、修学資金貸与医師等を対象とした若手医師のキャリア形成支援のための三重専門医研修プログラムの運用を行います。
- ・ 看護師等の確保に向けては、未就業の看護師等に対し無料就業斡旋などの再就業支援を行うとともに、看護の魅力の普及啓発や女性の医療従事者が働きやすい環境づくりを促進します。
- ・ 患者の病態等により受診が困難な方に対する診療や指導を補完するため、タブレット端末等のICT機器を用いた遠隔診療の実証事業に取り組みます。
- ・ 中山間地域などの医療・介護等の社会資源が不十分な地域では、保健・医療・介護・福祉の連携がより重要になることから、県立一志病院を中心とした多職種連携の取組成果を活用し、市町における人材育成等を支援します。
- ・ 県立一志病院については、「第7次三重県医療計画」の期間中は三重大学とも連携しながら、引き続き総合診療医の育成拠点施設として活用し、地域医療を担う人材の育成に取り組みます。運営形態については、県と市の役割分担を踏まえ、地域医療に責任を持つ津市と継続して検討を行っていきます。
- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域ケア会議の立ち上げ・充実のための研修やアドバイザー派遣等を行います。また、在宅医療・介護連携のさらなる推進に向け、地域課題の把握・解決のための研修等により市町を支援します。

- ・介護人材の確保に向け、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりや、介護職場における介護助手の導入・定着に向けた支援に取り組みます。

(健康づくりの推進)

- ・健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、大学、市町等と連携しながら、健康づくり活動の情報収集並びに情報発信等を行います。また、県民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、市町における「健康マイレージ事業」の導入を推進します。さらに、「糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定」等に基づき、糖尿病の発症予防・重症化予防に向け、糖尿病管理のための研修会を実施するなど、糖尿病の予防等の支援ができる人材を育成します。
- ・がん検診及び精密検査の受診率向上を図るとともに、新たながん診療連携体制の整備に向けた検討を進めます。

(障害福祉サービス等の充実)

- ・障がい者の地域移行を進めるためのグループホームや日中活動の場の整備を促進するとともに、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、過齢児の地域移行等を進めます。また、医療的ケアが必要な障がい児者とその家族を支援するため、障がい福祉サービス事業所等を対象とした研修会の開催や専門家派遣による助言等を行います。さらに、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発活動を進めるとともに、障がい者虐待への適切な対応とその防止に向けた研修等を行います。

(5) 三重で躍動する～人が輝くスポーツの推進～

平成30年は「みえのスポーツイヤー※」の2年目となります。平成最後の開催となるインターハイ「2018 彩る感動 東海総体」や、3年後の三重とこわか国体・三重とこわか大会を通じて、県民の皆さん的一体感を醸成し、地域の発展につなげていくことが重要です。

記憶に残る、三重らしいインターハイとするため、しっかりと準備を進め成功させます。また、東京オリンピック・パラリンピックに向けたPRの機会等を捉え、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催気運を高めるとともに、指導者の養成や選手の育成を進めていきます。

※ 「みえのスポーツイヤー」とは、2017年を起点とした三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催される2021年までの5年間を指します。

(競技力の向上等)

- ・ 平成30年度は、「三重県競技力向上対策基本方針」において位置づけた育成期の最終年となることから、翌年度からの躍進期に向けて、選手の育成・強化の状況等を分析し、より効果的な強化対策に着実に取り組み、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を確実なものとしていきます。
- ・ ジュニア・少年選手の育成を図るとともに、三重とこわか国体の後も継続して三重県の競技スポーツを担う人材育成につなげるため、優れた指導者の養成と指導体制の構築に向け「チームみえ・コーチアカデミーセンター」の取組を開始します。
- ・ 全国大会等で活躍が期待できるジュニア・少年選手を強化選手として指定し、遠征等の強化活動への支援を行います。また、三重とこわか国体やインターハイに出場する中学生・高校生選手を中心に育成・強化を図るため、引き続き中学校・高等学校運動部やジュニアクラブを強化指定します。さらに、本県出身の成年選手や県内の大学運動部、企業・クラブチームを強化指定し、育成・強化を図ります。
- ・ トップアスリートが県内に定着できるよう、競技団体と緊密に連携しながら、就職を支援する取組を加速させます。

(大会開催等)

- ・ インターハイの成功に向け、出場する選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう、会場地市町、関係団体等と連携して取り組みます。また、思い出に残る大会となるよう、高校生が総合開会式で歓迎演技を行うとともに、大会を支える立場から、広報や来県者のおもてなしなどに主体的に取り組みます。
- ・ 平成30年は、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が正式に決定されることから、組織体制を強化するとともに準備を本格化していきます。総合開・閉会式の式典内容の検討を始めるほか、広報や競技役員等の養成、輸送・

交通対策、宿泊施設の確保に向けた取組等を進めます。

- ・ 三重とこわか大会の開催に向けては、手話、要約筆記等の情報支援ボランティアや競技役員など大会を支える運営スタッフを計画的に養成します。広報等については、三重とこわか国体と一体的に行います。
- ・ スポーツ推進の機運醸成を図るため、東海3県で最初に実施される「東京2020オリンピック・パラリンピック フラッグツアー」において、アンバサダー（大使）が県内市町にフラッグを届けるとともに、小中学校で特別授業を行います。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催決定イベント等をフラッグ歓迎イベントと連携して開催することで、国体等を効果的にPRします。
- ・ 障がい者の自立と社会参画を推進し、障がい者への理解促進を図るため、三重県障がい者スポーツ大会等を開催するとともに、三重とこわか大会から正式競技となるボッチャについて、さらなる普及に取り組みます。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ2019のキャンプ地誘致に向け、市町等とも緊密に連携し、ターゲット国の競技団体への誘致活動を強化します。

(6) 三重が選ばれる～地域力・営業力のさらなる強化～

伊勢志摩サミットにより三重県の魅力が全国・世界に発信され、「日本の文化聖地」として国内外に印象付けられたことで、三重県の知名度は飛躍的に向上し、来訪者の増加などの波及効果が生まれました。

サミットの効果を今後も持続させるため、インバウンドの拡大や県産食材の海外展開等に向けて、東京オリンピック・パラリンピックを始めとした大規模スポーツイベントの開催や高速交通ネットワークの整備などのチャンスを、最大限に生かすことが課題となっています。

国内外の皆さんの三重県への関心をさらに高め、さまざまな分野で選んでもらえるよう、資源の磨き上げや情報発信等の取組を強化していきます。

(観光振興、交流の拡大)

- ・インバウンドの拡大に向けて、日本を訪れる外国人旅行者の旅行ニーズの多様化に対応するため、ニーズを適切に把握するための実態調査やSNSを活用した投稿参加型キャンペーンの実施、外国人向け体験プログラムの充実などに取り組みます。

- ・日本初の国際的なゴルフツーリズムコンベンションが10月に志摩市で開催される好機を生かし、誘客プロモーションを開催するなど、ゴルフツーリズムを推進します。また、四日市港における外国客船受入のための基盤整備に合わせて、オール三重でのクルーズ船受入体制の充実・強化に向け、「三重県クルーズ船受入協議会（仮称）」を設立します。さらに台湾において、「日台観光サミット in 三重」5周年を記念した三重県フェアを開催し、販路拡大、誘客プロモーション活動を行います。

- ・県内で「日本プライマリ・ケア連合学会学術大会」や「日ASEAN次官級交通政策会合」等の国際会議が予定されており、三重の魅力をPRするとともに、引き続き国際会議等MICEの誘致に取り組みます。

- ・自然体験プログラムの充実に向け、活動団体のスキルアップやインバウンドに特化した魅力あるプログラムの創出を支援するとともに、伊勢志摩国立公園において、ステップアッププログラムに基づくビューポイントの整備や地域資源の保全・活用などを、「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」とも連携しながら取り組みます。

- ・国内からの三重県への旅行宿泊者を増加させるため、宿泊比率の高い関西圏にターゲットを絞ったキャンペーンを実施します。

- ・東紀州地域の市町等が連携して行う観光地域づくりを促進するため、外国人アドバイザーを派遣し宿泊施設や観光施設等における外国人対応の充実を図るなど、市町等によるインバウンド受入環境の整備等を支援します。また、地域産品の高付加価値化等選ばれる東紀州地域をめざす取組や、観光サービスの

ブラッシュアップ等来訪者の満足度の向上を図る取組を支援します。

(移住の促進)

- ・ 移住を希望する方々に、一人でも多く三重県を選んでいただけるよう、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、引き続き、きめ細かな相談対応を行っていきます。また、市町や関係機関と連携し、多様な就労情報を掘り起こすとともに、ワークもライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信します。さらに、移住の決定に有効な、地域と交流する機会を創出するための現地訪問への誘導を強化します。

(食の産業振興)

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした三重県産農林水産物の国内外での販売拡大をめざし、情報発信力の強い首都圏等のラグジュアリーホテルでの三重県フェアや食材調達を担うケータリング事業者を対象としたセレクション等を通じ、戦略的なプロモーション活動を展開します。また、海外との取引が有利に進められるよう、国際水準GAP認証の取得拡大をめざし、GAPリーダー指導員等の育成や農業大学校におけるGAP学習のカリキュラム化等を進めます。さらに、JGAP家畜・畜産物の認証取得を加速するため、普及・指導体制の強化に取り組みます。
- ・ 三重県産畜産物の輸出促進に向け、平成29年9月に日本産牛肉の輸入を再開した台湾をターゲットに、現地での商談会の開催や情報発信に取り組むなど、県内畜産事業者の海外市場開拓を支援します。
- ・ 伊勢茶や柑橘をはじめとする三重県産農産物の欧米やアジア経済圏等への輸出拡大をめざし、輸出先国の防除基準への対応や商談機会の創出など、輸出環境の整備等を支援します。
- ・ 三重県産の日本酒について、ヨーロッパ向けの輸出及びブランド価値の向上を図るため、パリにおいて、ヨーロッパの富裕層をターゲットとして、日本に関心の高いシェフやバイヤーなどにプロモーションを実施し、輸出実績の少ないヨーロッパへの展開のきっかけづくりを行います。
- ・ みえジビエのブランド力向上・消費拡大に向け、ICTを活用した捕獲強化や品質・衛生管理の徹底など、捕獲から処理加工・流通に関わる事業者が連携しながら安全で高品質なみえジビエの安定的な供給に取り組む「みえモデル」を構築します。

(ものづくり産業の振興等)

- ・ 県内ものづくり企業の競争力の強化や付加価値額の増大につなげるため、県内企業の新たな挑戦を支援する「みえ産学官技術連携研究会」を活用し、新技術導入などに協働して取り組むとともに、県内高等教育機関との産学官連携による新たな協議会とも連携しながら、中小企業・小規模企業の基礎技術力の向上を支援します。

- ・ 韓国・中国等への県産材の輸出を促進するため、輸出拡大に向けた気運醸成を図るとともに、輸出体制の整備・プロモーションを展開します。
- ・ 外資系企業による県内への投資を呼び込むため、国・ジェトロ及びGNI※協議会との連携や海外ミッション等で構築したネットワークを活用しながら、外資系企業への集中訪問、三重県情報の効果的な提供を行います。

(ポストサミット)

- ・ 伊勢志摩サミットの成果を三重県の未来に生かすため、「人と事業を呼び込む」、「成果を発展させる」、「次世代に継承する」、「戦略的・効果的な情報発信」の4つの柱に基づき、ポストサミットの取組を引き続き推進していきます。
- ・ MICE誘致やインバウンドの拡大、食の産業振興、女性等の活躍推進、次世代育成のほか、「みえ国際ウィーク」の取組や平和について考え方発信する機会づくりなどを進めます。

※ GNI（グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ）

Greater Nagoya Initiativeの略称。

名古屋を中心に半径約100キロメートルに拡がる地域を指し、圏内の産業経済をよりオープンなものとして、世界から優れた企業・技術やヒト・情報を呼び込むために、圏内の県、市、産業界、大学、研究機関が一体となり、国際的産業交流を促進する活動。

2 政策展開の基本方向に沿った取組

「1 注力する取組」に加え、「みえ県民力ビジョン」の政策展開の基本方向（守る、創る、拓く）に沿ってそれぞれの取組を推進していきます。

(1) 守る

豊かな自然環境の中で、人と人、人と地域、人と自然のつながりを大切にし、命と暮らしの安全・安心が実感できる三重をめざします。

〈みえ県民力ビジョン〉

(防災・減災)

- 助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりをめざして、みえ防災・減災センターにおいて、防災に関する人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究に取り組むとともに、引き続き学校における防災教育に取り組みます。また、市町が実施する避難所の総合的な整備をはじめ被災によって孤立した地域の支援など、地域特性に応じた防災・減災対策を支援するとともに、住宅耐震化の促進に取り組みます。
- 南海トラフ地震などの大規模地震・津波による被害を軽減するため、国直轄事業を引き続き促進するとともに、河川・海岸堤防、漁港、河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めます。また、海岸堤防を津波に対して粘り強い構造とする海岸堤防強靱化対策を進めます。

(命を守る)

- 地域における在宅医療体制の構築に向け、人材育成、普及啓発等に取り組むとともに、救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援します。周産期死亡率の改善に向け、周産期医療に係る機能分担を進めるとともに、周産期医療関係者の連携強化を図ります。また、三重県国民健康保険運営方針等に沿って、市町の国保事業の安定的な運営を支援します。
- 介護従事者確保のため、三重県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援、介護福祉士就学資金等の貸付等に取り組みます。また、認知症の方や家族を支援するため、関係者間の情報共有ツールの普及・活用の推進、認知症サポート医の養成等により、認知症の早期発見・早期治療のための体制整備を図ります。
- がんに対する正しい知識や生活習慣等について、広く普及啓発するとともに、小中学校におけるがん教育に取り組みます。また、がん患者とその家族のための相談、関係機関と連携した就労支援等を実施します。

- ・ 県民の健康的な食生活の実現に向け、さまざまな主体と連携して食育活動を推進するとともに、野菜摂取や減塩を推進するための普及啓発を行います。また、生活習慣病の発症予防や重症化予防等について、特定健診受診率向上に係る取組を推進します。

(共生の福祉社会)

- ・ 福祉事業所における工賃向上等に向けて、共同受注窓口の運営を支援するとともに、受発注のマッチングについての取組を進めます。また、精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、アウトリーチ事業やピアソポーターを活用した地域移行・地域定着支援の取組を進めます。
- ・ 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用等を支援するとともに、民生委員・児童委員の活動支援に取り組みます。また、「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めるとともに、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援等を行います。

(暮らしの安全を守る)

- ・ 安全で安心できる県民生活を確保するため、多様な主体と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進します。また、県民の皆さんに不安を与える重要犯罪等の徹底検挙を図るとともに、警察活動を支える基盤の強化を図ります。
- ・ 「第10次三重県交通安全計画」及び「第2次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」を踏まえ、年間の交通安全県民運動を展開し交通安全思想の普及・浸透を図るほか、安全な交通環境を整備するなど、交通事故防止に効果的な対策を推進するとともに、飲酒運転の根絶に向けた取組を進めます。
- ・ 商品等や商取引の多様化、複雑化に伴い、新たな消費者トラブルが発生していることなどから、県消費生活センターにおける専門的な相談対応や消費者啓発に加え、市町への働きかけや助言等を行うとともに、高齢者の消費者トラブル防止に向けて取り組みます。
- ・ 危険ドラッグ等の薬物乱用防止、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査、後発医薬品の適正使用に取り組むとともに、薬局・薬剤師の在宅医療への参画促進、薬剤師確保のための支援、災害薬事コーディネーターの養成に努めます。平成29年5月に開所した「あすまいる」を動物愛護管理の拠点とし、犬・猫の譲渡等の殺処分数ゼロに向けた取組等を推進します。また、住宅宿泊事業法の施行に向けて的確に対応し、施行後の円滑な運用に取り組みます。
- ・ 食の安全・安心を確保するため、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化のための監視指導等を実施するとともに、高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防と発生時の迅速な対応に向け、生産者等との連携強化、防疫研修等を実施します。

- ・ 感染症の予防や感染拡大防止に向けて、感染症情報化コーディネーターのスキルアップや普及啓発のための推進者を養成するとともに、発生すると社会的影響の大きい感染症が発生した場合に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や関係機関と連携した訓練等を実施し、迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- ・ 野生鳥獣による被害の減少に向け、集落ぐるみで獣害対策に取り組む体制づくりをはじめ、侵入防止柵の整備や加害獣の捕獲を進める被害防止、生息状況のモニタリングに基づき、ニホンジカ、イノシシ、サル、カワウ等の捕獲を進める生息数管理を実施するとともに、獣肉等の利用促進に向け、「みえジビエ」の安全性や品質の確保、年間を通じた安定供給体制の構築に取り組むなど、総合的な鳥獣害対策を実施します。

(環境を守る)

- ・ 脱炭素社会に向けた世界的な潮流を踏まえ、家庭や事業所での省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入、電動車両の活用、気候変化とその影響に関する情報提供など、温室効果ガスの排出削減や地球温暖化による気候変動の影響への適応の取組を進めます。
- ・ 循環型社会の構築に向け、環境負荷低減の観点から食品ロスの削減や地域での資源の有効利用、使用済小型家電の再資源化の取組などにより、廃棄物の3Rと適正処理を推進します。また、P C B 廃棄物の処理期限内の適正処理を進めます。さらに、不適正処理の未然防止や早期対応のため監視指導を行うとともに、不適正処理4事案については、2022年度までに対策が完了するよう、着実に取組を進めます。R D F 焼却・発電事業については、尊い人命が失われたR D F 貯蔵槽爆発事故から15年の節目を迎えます。この教訓を風化させることなく、引き続き安全で安定した運転に取り組みます。
- ・ 生物多様性や豊かな自然環境、景観を守っていくため、県民の皆さんの参画を得ながら、希少野生動植物や里地・里山・里海の保全活動をはじめ、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正管理を進めます。
- ・ 大気環境と水環境の状況を監視するとともに、工場等に対し法令遵守の徹底等を図ります。また、第8次水質総量削減計画に基づき伊勢湾への汚濁負荷の削減に取り組むほか、生活排水処理施設の整備を促進します。さらに、「伊勢湾・森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組も展開します。

(2) 創る

一人ひとりが個人として尊重され、個性や能力を発揮して夢や希望の実現に挑戦でき、生きがいと地域の活力を実感できる三重をめざします。

〈みえ県民力ビジョン〉

(人権の尊重と多様性を認め合う社会)

- ・ 人権が尊重される社会の実現に向け、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」に基づき、人権が尊重されるまちづくりや人権教育・啓発等の取組を進めるとともに、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」により、人権施策を総合的に推進します。
- ・ 県民一人ひとりが、性別に関わらずともに責任を担い活躍できる社会の実現に向け、男女共同参画意識の普及等を図るとともに、ロールモデルの創出等による女性活躍への気運醸成に取り組みます。
- ・ 「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づき、文化的背景の異なる人びとが一緒に築く地域社会をめざし、多文化共生に向けた学習機会等の提供や外国人住民等の生活への支援などに取り組みます。

(学びの充実)

- ・ 子どもたちの学力と社会参画力を育成するため、引き続き学校・家庭・地域が一体となって「みえの学力向上県民運動」に取り組みます。また、グローカル人材の育成や、地域や企業と連携したキャリア教育を推進します。
- ・ 子どもたちに豊かな心を育み、郷土への理解・愛着を深めるため、道徳教育や郷土教育を推進するとともに、ビブリオバトル(書評合戦)の普及などにより読書習慣の定着を図ります。
- ・ 子どもたちの健やかな身体を育成するため、遊びやスポーツの機会の拡充を通して運動に親しむ習慣の定着と体力の向上に取り組みます。
- ・ 障がいのある子どもたちの自立と社会参画に向けて、パーソナルカルテを活用した支援情報の円滑な引継ぎを促進し、支援体制の充実を図るなど、インクルーシブ教育の理念をふまえながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- ・ いじめや暴力行為、不登校等に学校や家庭、地域、関係機関が連携して取り組み、子どもたちの安全・安心な教育環境を確保します。
- ・ 地域に開かれ信頼される学校づくりを進めるため、地域の人材等を活用した学習の充実などに取り組むとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科を開設し、産業界で求められる高度な技術をもつ人材を育成します。また、私立学校に対して、個性豊かで多様な教育が推進されるよう支援します。
- ・ 県内外の学生・留学生がグローバルな視点から地域の課題を考える大学生版サミットを開催します。また、若者の県内定着を促進するため、条件不利地域への居住等を条件として、大学生等の奨学金の返還額の一部を助成します。

- ・ 県民の皆さんがあなたが文化にふれ親しみ、支え、創造することができるよう、「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」、「歴史的資産等の継承・活用」などの5つの方向について取組を進めます。総合博物館（Mi e Mu）をはじめ、各県立文化施設が多様な展覧会、イベントを開催することにより、三重の文化の魅力を発信します。

(希望がかなう少子化対策の推進)

- ・ 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の進行管理を行うとともに、さまざまな主体と連携しながら少子化対策を進めるための機運醸成に取り組みます。三重県子ども条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等を調査し、「みえの子ども白書（仮称）」としてまとめます。
- ・ 「みえ出逢いサポートセンター」を中心として、結婚を望む人のニーズに応じた多様な出逢いの場づくりの支援を進めるとともに、母子保健活動の核となる人材の育成、事業推進のための情報交換会や研修会を実施します。
- ・ 地域の実情に応じたさまざまな子ども・子育て支援の取組を実施する市町を支援するとともに、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の運営を支援します。また、幼児教育について、就学前の生活習慣チェックシートの活用に取り組むとともに、幼稚園教諭と保育士等の資質向上を推進します。
- ・ 児童虐待への早期対応、再発防止、家族再統合等の家族支援のため、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進するとともに、予期せぬ妊娠の相談・支援、産後のメンタルヘルス対策の充実に取り組みます。

(スポーツの推進)

- ・ 県民の皆さんがあなたがよりスポーツに親しみ、スポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成を図るため、スポーツ推進月間における取組や総合型地域スポーツクラブへの支援等を行います。また、三重県初のJリーグチームの誕生に向けて、県サッカー協会を中心にスタジアムの整備などに関する検討が進められており、県としても議論に参画するなど、関係機関と連携し的確に対応していきます。

(地域の活力の向上)

- ・ 南部地域においては、南部地域活性化基金等を活用し、定住の促進や働く場の確保に向けて複数市町が連携する取組を支援するとともに、地域おこし協力隊等の人材育成やネットワーク化を進めます。
- ・ 東紀州地域においては、熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かし、外国人観光客を含めた交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ります。

- ・ 中山間地域等において、住民等が主体となったコミュニティの維持や生活サービス機能の確保等に向けた活動を担う人材の育成を支援するとともに、農業を起点とした新たな雇用の創出、農業・農村や藻場・干潟が有する多面的機能の維持・発揮などに取り組みます。また、過疎・離島・半島地域については、地域の自立促進、活性化に向け、それぞれの計画等に基づき支援します。
- ・ 社会づくりの主要な担い手として期待されるNPOや地域の将来の担い手として期待される若者による地域の課題解決に向けた取組が進むよう、中間支援団体と連携したNPOへの支援や若者等が地域の課題解決に取り組む「場」づくりを行います。
- ・ 魅力と活力ある持続可能な地域づくりを進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組などにより、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化し、地域・市町の実情に応じた地域づくりを支援します。また、木曽岬干拓地については、平成30年5月から干拓地北側の都市的土地利用が一部可能となることから、企業誘致の取組を進めます。

(3) 拓く

地域の資源や特性を生かし、新しい産業構造を拓くことにより、多様な就業機会に恵まれた経済の躍動を実感できる三重をめざします。

〈みえ県民力ビジョン〉

(農林水産業)

- 「もうかる農林水産業」の実現につなげていくため、国の米政策の見直しに対応する需要に応じた水田フル活用、農地の集積・集約化、TPP11や日EU・EPAなど、食のグローバル化に対応した対策の強化等を進めるとともに、建築用材を中心とした県産材の需要拡大と木材生産の増大、森林の有する多面的機能の維持・増進や災害に強い森林づくり、水産資源の適切な管理等による持続可能な水産業の確立、産業としての成長を支える農林水産基盤の整備などを進めます。
- 食品メーカー・流通販売事業者等との連携による県産農林水産物の高付加価値化に取り組むとともに、6次産業化に取り組む生産者等への支援を実施します。
- インターンシップ等の職場体験や新規就業者への定着支援等を実施するとともに、農地中間管理事業等の推進による経営基盤の強化、法人化支援等を行うなど、次代の農林水産業や地域を担う人材の確保・育成に取り組みます。

(強じんで多様な産業)

- 県内経済の持続的な発展に向け、強じんで多様な産業構造の構築を図ります。また、本県を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応するため、「みえ産業振興戦略」の改訂を行います。
- 地域の雇用や経済、社会を支え、重要な役割を果たしている中小企業・小規模企業の振興を図るため、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、事業承継や生産性向上などの課題をはじめ、地域の実情や事業者の特性に応じたきめ細かな支援に取り組みます。
- 県内ものづくり企業の課題解決・技術力向上や新たな分野展開を図るとともに、世界的な成長産業である航空宇宙産業や、多くの雇用を創出し、裾野が広い「食」関連産業の振興に取り組みます。
- 「三重県新エネルギービジョン」に基づき、県内企業の技術と地域資源を生かした環境・エネルギー関連産業の振興に取り組むなど、本県経済を成長に導く産業の創出・育成を図ります。
- 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供等により、成長産業の設備投資、マザーワーク場化、外資系企業の拠点など、国内外からの高付加価値化につながる投資や、地域経済を牽引する事業への投資促進に取り組みます。

(世界に開かれた三重)

- ・ 「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、産学官一体のプラットフォームである「みえ国際展開推進連合協議会」を核にオール三重での国際展開を推進するとともに、姉妹・友好提携先や駐日大使等とのネットワークを維持・強化します。
- ・ 全県DMOとの連携を強化し、デジタルマーケティングデータの分析・提供、地域と連携した広域プロモーションなどにより魅力的な観光地づくりを進めるとともに、「みえ食旅パスポート」を活用したさらなる周遊促進、バリアフリー観光の受入環境の充実を図ります。
- ・ 国内外に向け、戦略的な情報発信と営業活動を進め、三重の認知度向上やネットワークの強化・拡大を図るとともに、県産品の販路拡大・誘客促進に向けた取組を進めます。また、平成30年4月から第2ステージを迎える三重テラスのさらなる運営の改善と、「関西圏営業戦略」に沿った営業活動の展開を図ります。

(雇用の確保と多様な働き方)

- ・ 企業における人材確保ニーズと求職者のニーズとのマッチングを推進するとともに、若者の県内定着、人材還流の促進、女性の就労継続等に向けた取組を支援します。また、精神障がい者を含めた障がい者の雇用及び職場定着の支援に取り組むなど、誰もが個々の能力・特性を発揮していきいきと働き続けることができる環境づくりを進めます。

(安心と活力を生み出す基盤)

- ・ 高規格幹線道路等へのアクセス道路やバイパス等の整備により県民生活の利便性向上を図るとともに、雨量規制区間において落石防止等の法面対策を実施するなど安全・安心に資する県管理道路の整備を推進します。また、摩耗した区画線の引き直しなど住民ニーズの高い維持管理を適切に実施します。さらに、緊急輸送道路となっている街路の無電柱化や都市交通の円滑化に資する施設の整備等、都市基盤の整備を推進します。
- ・ 県民の皆さんや来訪者の移動に不可欠な鉄道や地域間バス等の公共交通網の維持・確保、中部国際空港等の利用促進や二次交通を始めとする機能の充実を図るとともに、高齢者や学生、子どもを主な対象としたモビリティ・マネジメントを推進します。
- ・ 水の安全・安定供給のため、県営の水道及び工業用水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的に進めます。また、南海トラフ地震による津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域などの大規模災害が想定される区域においては、災害後の復旧・復興を迅速に進めることができるよう、重点的に地籍調査を促進します。

3 行政運営

(行財政改革の推進)

「みえ県民力ビジョン」に掲げた基本理念を実現するため、県政運営の変革を促進する「第二次三重県行財政改革取組」について、「協創・現場重視の推進」、「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」、「残された課題への的確な対応」を柱として、全庁的に推進します。

協創の取組による事業の推進にあたっては、伊勢志摩サミットなどにより広がった県のさまざまなネットワークを活用し、企業や団体等との連携をさらに強化するとともに、民間の経営資源やノウハウを積極的に活用するなど、新たな発想による取組の展開を図っていきます。

機動的な財政運営の確保に向け策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、歳出構造の抜本的な見直しや、より一層の歳入確保に引き続き取り組みます。

歳出面では、事務事業や県単独補助金の見直しを進めるとともに、県債発行の抑制に努め、県債残高を減少させていきます。また、徹底した業務の廃止等を行いながら職員数の見直しに取り組むとともに、退職手当の見直しを行うなど、総人件費の抑制を図ります。さらに、県有施設において、維持管理費の抑制と県民サービスの向上の両面から、廃止、統合や民間活力の導入など必要な見直しを進めます。

歳入面では、旧博物館等の未利用財産の売却のほか、クラウドファンディングの活用等を進めるなど、多様な財源の確保に引き続き努めます。

(平成30年度当初予算のポイント)

平成30年度当初予算の特徴は次の4点です。

- 極めて深刻な財政状況の中にあっても、安全・安心の確保や未来を切り拓くための攻めの取組には予算を確保
- 防災・減災などの喫緊の対策に対応するため、投資的経費は抑制しつつも、公共事業については前年度を上回る規模を確保
- 子どもたちの未来のための取組やスポーツの推進についても予算を重点化
- 一方で、持続可能な行財政運営に向けて、「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づき、事務事業を徹底的に見直すなど、歳出構造を見直しとりわけ、本方針に掲げた6つの柱に対しては、重点的な資源配分としています。

(平成 30 年度組織改正等のポイント)

平成 30 年度の組織機構及び職員定数については、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」を推進するとともに、県の果たすべき役割の変化や将来の行政ニーズを見据え、所要の改正を行い、県政の諸課題に的確に対応していきます。

○医療・介護・福祉の充実に向けた健康福祉部の再編

- ・ 健康福祉部を「医療保健部」と「子ども・福祉部」の 2 部に再編し、医療と介護の一層の連携や、平成 30 年度から県が担う国民健康保険の財政運営に的確に取り組むとともに、子どもの貧困対策や社会的養護の推進、児童虐待の防止など子どもをめぐる課題等により機動的に取り組んでいきます。

○子どもたちへの支援体制の強化

- ・ 北勢児童相談所管内の児童虐待相談件数が依然として増加傾向にあることや、里親制度を中心とした家庭的養護の包括的な推進が求められていることから、北勢児童相談所の人員体制を強化し、児童虐待相談の増加・複雑化に適切に対応していきます。
- ・ 三重県立子ども心身発達医療センターにおいて、児童精神病棟の看護体制を強化し、入院する児童によりきめ細かな支援を提供します。

○「みえのスポーツイヤー」の取組の展開

- ・ スポーツ推進局を「国体・全国障害者スポーツ大会局」に改正するとともに、人員体制を強化し、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催気運を高め、本格化していく準備・運営業務を推進します。
- ・ 障がい福祉課の人員体制を強化し、障がい者スポーツ指導員やトレーナーの養成等を進めるとともに、障がい者スポーツの大規模大会の誘致活動を強化します。

○迅速な災害復旧とインフラ整備の推進

- ・ 平成 29 年 10 月に発生した台風第 21 号及び第 22 号による被災件数が特に多かった津、松阪、伊勢、伊賀、熊野の 5 建設事務所に必要な人員を配置し、道路、河川等の復旧を迅速に実施します。
- ・ 近畿道紀勢線推進プロジェクトチームの人員体制を強化し、熊野道路、新宮・紀宝道路の整備にかかる用地取得を着実に推進します。
- ・ 交通政策課の人員体制を強化し、2027 年のリニア中央新幹線東京・名古屋間の開業による本県への波及効果の調査等を行うとともに、名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定に向けた提案や啓発活動を実施します。

○産業政策のさらなる展開

- ・ 観光誘客課を「観光魅力創造課」に改正するとともに、人員体制を強化し、国内外旅行者のニーズの多様化を踏まえた体験メニューの充実や、宿泊業の働き方改革の推進等、観光の魅力創出に向けた取組を強化します。

- ・ 林業研究所に「林業人材育成推進監」と「アカデミー運営課」を設置し、「みえ森林・林業アカデミー」の開講準備を進めるとともに、アカデミーの円滑な運営を図ります。
- ・ 農林水産政策推進監を「農林水産政策・輸出促進監」に改正し、農林水産物の輸出拡大に向け、関係機関との調整や情報収集、国への政策提言等の総合的な取組を一層推進します。
- ・ エネルギー政策・ＩＣＴ活用課とものづくり推進課を統合したうえで、「ものづくり・イノベーション課」を設置し、新エネルギー分野における産業の創出や、ＩＣＴをものづくり産業における技術革新、生産性向上につなげる取組を展開します。
- ・ 三重県営業本部担当課に「関西圏営業推進班」を設置し、本庁と関西事務所が連携し、関西圏への営業活動をより一層推進します。

○簡素で効率的・効果的な組織体制の整備

- ・ 職員研修センターの機能を人事課へ移管し、人材育成や職員研修を効率的・効果的に推進していきます。
- ・ 中勢流域下水道事務所と伊勢建設事務所に設置している宮川下水道室を統合のうえ、「中南勢流域下水道事務所」を設置し、事業を一層効率的・効果的に進めていきます。
- ・ 「景観まちづくり課」を廃止し、三重県景観計画の推進や屋外広告物の規制等の事務を都市政策課に移管することで、安全・快適で魅力あるまちづくりを総合的に推進していきます。
- ・ 「食の産業政策推進監」については、食の産業振興に関する府内の連携・推進体制の構築など、設置目的を一定達成したため廃止し、今後は中小企業・サービス産業振興課が中心となって、食の産業振興に取り組んでいきます。また、「特別支援学校整備推進監」については、特別支援学校の大規模な整備が終了したため廃止し、業務について今後は特別支援教育課が担います。

(コンプライアンスの推進)

これまでコンプライアンスの取組を進めてきたにもかかわらず、依然として、県民の皆さんの信頼を損なうような不適切な事務処理事案や職員の不祥事が発生しています。

県民の皆さんからの信頼なくして、県政は運営できません。皆さんの信頼に応えられるよう、職員への意識付けの徹底のため、新たに作成する「不適切な事務処理防止ハンドブック」(仮称)も活用した所属単位でのミーティング、再発防止に向けての全庁的な情報共有等を継続的に実施する仕組みにより、全職員が「コンプライアンスの日常化」に取り組み、コンプライアンスを常に意識した業務推進とすることを県庁の組織文化、風土として定着させていきます。

(ワーク・ライフ・マネジメントの推進)

職員一人ひとりのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立が実現できるよう、「ワーク・ライフ・マネジメント」を積極的に推進します。具体的には、「ワーク・マネジメントの推進」、「ライフ・マネジメント支援の推進」、「意識・組織風土改革の推進」を柱として、全庁の時間外削減などの目標達成に向けて、組織的な取組を進めます。

また、教職員についても、子どもたちと向き合う時間を大切にし、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、業務の効率化、総勤務時間縮減に努めます。具体的には、時間外労働時間の削減時間やすべての公立学校において統一して実施する項目を設定し、弾力的な勤務時間制度の活用、調査・会議の見直し、専門家や外部人材の活用等の取組とともに、部活動について、休養日の設定や地域人材の活用等をとりまとめた「三重県部活動ガイドライン」を策定し、取組を進めます。

4 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ~五つの心得~

- 成熟した社会を迎える、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さん之力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんのが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- 自らも県民。県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
 - 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのものを集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
- ※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笠芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
 - 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、県民の皆さんと「協創」を。
 - 市町は、住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。
 - 県内や組織内ののみの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
 - かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やってます」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。
- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんとの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にする。

心得3：現場とスピード感を重視

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省くべきではないが、何事もスピード感を持って対処。併せて、タイミングを逸してはならない。100点の方法であってもタイミングを逸すれば0点と同じ。70点の方法であってもタイミングが合っていればベストの方法となる。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
 - 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためにになっているかという視点で自分を見つめ直す。
- ※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非ずというなかれ、自分の仕事であるといって争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。: 佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用
- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常にコンプライアンスを意識し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、
 ①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）
 ②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）
 ③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）
 につなげる。この「3P運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。